主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告は、被告人(申立人)Aに対する窃盗被告事件につき、昭和四三年七月 三日青森簡易裁判所がした保釈請求却下決定に対する抗告を、同月二〇日仙台高等 裁判所が棄却した決定に対して申し立てられたものであるが、本件記録によれば、 右被告事件については、同月二五日に同被告人を懲役一年六月に処する旨の有罪判 決がなされ、同判決は同年八月九日に確定したことが明らかである。したがつて被 告人に対する勾留は終了し、保釈の問題は生じないのであるから本件抗告は、その 理由について裁判をする実益がないものといわなければならない。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年九月一一日

最高裁判所第一小法廷

충	战判長裁判官	大	隅	健 一	- 郎
	裁判官	入	江	俊	郎
	裁判官	長	部	謹	吾
	裁判官	松	田	=	郎
	裁判官	岩	田		誠